



令和 2 年 2 月 7 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 阪口 彰洋

答申書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例(平成 25 年大阪市条例第 10 号。)第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。)の改正について、同条第 5 項の規定に基づき、大阪市長から令和 2 年 2 月 7 日付け大総務第 82 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

記

委員会の判断

条例施行規則の改正について、いずれも特に問題がないと認められる。